

複写サービスに関する契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、複写サービスについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に別表1に掲げる電子複写機（以下「複写機」という。）により複写サービスを提供し、甲はこれを受けるものとする。

2 乙は、甲が複写機を使用するに当たり、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うものとする。

（契約期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、複写サービスの契約期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までとする。

（複写サービス料）

第3条 複写サービス料（消費税及び地方消費税額を除く。以下「複写料」という。）は、各月ごとにその月の複写枚数（以下「月間複写枚数」という。）に応じて、別表2により計算した額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 乙が複写機の点検と調整のためにした複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良複写に係る複写枚数は、月間複写枚数から除くものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

〔又は、第4条 契約保証金は、免除する。〕

（複写料等の請求）

第5条 乙は、毎月末日において甲の確認を受けて月間複写枚数を算出し、複写料並びに消費税及び地方消費税額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。以下これらを「複写料等」という。）を記載した請求書を甲に提出するものとする。

（複写料等の支払）

第6条 甲は乙から前条の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に複写料等を払うものとする。

（保守）

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術社員を別表1に定める設置場所（以下「設置場所」という。）に派遣して点検及び調整を行うものとする。

2 複写機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の修理は、乙の営業時間内に行うものとする。ただし、甲にやむを得ない事情がある場合にあっては、この限りではない。

4 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（用紙、ステープルの針を除く。以下「消耗品」という。）の補充又は交換を行わなければならない。

5 保守（消耗品を含む。）に要する費用は、第3条の複写サービス料に含まれるものとする。

（複写機の所有権等）

第8条 複写機の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもって複写機を管理するものとする。

2 甲は、複写機が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときはこの限りでない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、複写機の移動は、乙が実施するものとする。

(複写機の移転に要する経費)

第11条 乙は、甲の都合により複写機を設置場所から移転する必要がある場合は、当該移転に要する費用を甲に請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第14条 乙は、ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。

(3) 乙の役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

(6) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、この契約を前2項以外の理由により解除する必要があるときには、乙に対して2箇月前までに通知するものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(消耗品の返還)

第16条 甲は、契約期間の満了又は前条の規定による解約によりこの契約が終了したときは、消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(保険)

第17条 乙は、自己の費用で複写機を動産総合保険に付するものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その損害の賠償を甲に請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は動産総合保険により補償された損害については、甲に請求しないものとする。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章に定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮崎県
南那珂農林振興局長 上村 一久

乙

別表 1

モノクロ 複写機	機種	
	機械番号	
カラー 複合機	機種	
	機械番号	
設置場所		日南市南郷町中村甲 1232-1 宮崎県南那珂農業改良普及センター

別表 2
複写サービス料

モード区分	複写料金区分	複写料金変更枚数区分		金額
モノクロ	月間基本複写料金	枚目まで		円
	従量別単価 (1 枚あたり)	枚目～	枚目まで	円
		枚目以上		円
カラープリント	従量別単価 (1 枚あたり)	枚目～	枚目まで	円
		枚目以上		円
カラーコピー	従量別単価 (1 枚あたり)	枚目～	枚目まで	円
		枚目以上		円

別記 1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、当該業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、当該業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、当該業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、当該業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、当該業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第8 乙は、当該業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 乙は、当該業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（実地調査等）

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する当該業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（事故報告）

第 11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID 及びパスワードの取扱い)

第 6 乙は、甲から使用する機器の ID 及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第 9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第 10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第 11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウィルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第 12 乙は、業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を得なければならない。

2 乙は、契約期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第13 乙は、業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

(1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策

(2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカンントリーリスク

(3) サーバー装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク

(4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第14 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第17 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）